

適正な維持管理

|   | 神戸市個人情報保護条例<br>(H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)  | 基本的な考え方        | 行政機関法<br>(H17.4月施行)   |
|---|--|----------------|---|
| <p><b>適正な維持管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確・最新</li> <li>・ 漏えい等防止</li> <li>・ 廃棄</li> </ul> | <p>(適正な維持管理)</p> <p>第 8 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p> | <p>現行条例を維持</p> | <p>(正確性の確保)</p> <p>第 5 条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第 6 条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> |